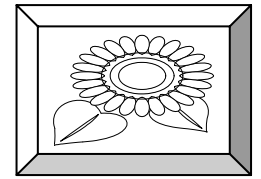


国税庁・通達改正

★ News 美術品<100万円未満>は減価償却資産



国税庁は昨年末、「法人税基本通達」「所得税基本通達」等を改正し、美術品（絵画・彫刻・工芸品など）が減価償却資産に該当するかどうかの判定について、平成 27 年 1 月 1 日以後取得する美術品から新しい取扱いが適用されることとなりました。

◎ 改正後の取扱い

取得価格が <u>100 万円未満</u> (1 点当たり)	原則として、減価償却資産 (注)「時の経過により価値が減少しないことが明らか」なら、 <u>非</u> 減価償却資産
取得価格が <u>100 万円以上</u> (1 点当たり)	原則として、 <u>非</u> 減価償却資産 (注)「時の経過により価値が減少することが明らか」なら、減価償却資産

※ 改正前は、取得価額が 1 点 20 万円未満が減価償却資産とする取扱い。

※ 「時の経過によりその価値が減少することが明らかな」とは、次の①～③を全て満たす美術品。

- ① 会館ロビー・葬儀場ホールなど不特定多数が利用する場所の装飾用に取得したもの
- ② 移設が困難で、当該用途にのみ使用されること
- ③ 他の用途への転用を仮定した場合、市場価値が見込まれないもの

◎ 減価償却資産に該当する美術品の法定耐用年数

① 室内装飾品のうち、金属製のもの（例…金属製の彫刻）	15 年
② 室内装飾品のうち、その他のもの（例…絵画・陶磁器・彫刻）	8 年

◎ 平成 27 年 1 月 1 日より前に取得し、非減価償却資産としていた美術品の取扱い

* 通達改正後に再度判定を行った結果、減価償却資産に該当することとなった美術品は、

↓ 平成 27 年 1 月 1 日に取得したものとみなし、減価償却を行うことができる。

「適用初年度(平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度)」から減価償却を行う。

* 「適用初年度」に再判定を行わなかった美術品は、その後の事業年度に減価償却は行えない。

★ News 『結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』の創設

平成 27 年度税制改正で『結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』が創設されました。親・祖父母が子・孫(20 歳以上 50 歳未満の者に限る)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出した場合、子・孫ごとに 1,000 万円(結婚資金は 300 万円)までについて贈与税が非課税となる制度です。平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに拠出されるものに限りです。

★ News マイナンバー制度について ④

個人番号(12 桁)住民票を持つ全国民に付番。

・平成 27 年 10 月以降、各市町村から住民票の住所地に通知カードが郵送される。

↓ 今、従業員に周知徹底すること

- ① 通知カードが届いたら、無くさないこと。
- ② 住民票が適正な住所地にあること。

※ 平成 25 年度税制改正で創設された『教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』は平成 27 年度税制改正で、適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで延長されました。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中 育雄
TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>